

第40回

電子マネーの発行体が倒産したら？

Q：最近、インターネットを通じて支払いができる電子マネーが増えています。

A：そうですね。多くの場合、利用者の方があらかじめ銀行送金かクレジットカード決済で電子マネーの発行体にお金を払っておき、利用者がネット上の商店で買い物をした後で、電子マネーの発行体から商店に対して代金相当のお金が支払われるようですね。簡単に整理すると、図1のような感じでしょうか。

電子マネーの信用力

Q：ところで、最近、金融機関の破綻がいくつかありますよね。電子マネーの発行体は大丈夫なんでしょうか？

A：良心的な発行体は、資金の運用を安全な方法で行うなど、それぞれなりに工夫しているかと存じます。けれども、世の中に絶対はないということも肝に銘じておくべきなのでしょうね。

Q：ところで、もし、電子マネーの発行体が破綻してしまうとどうなるのでしょうか？ネット上の商店は、破綻した発行体の電子マネーを受け取っても現金に替えられないと思うでしょうから、それを受け取らないのですよね？

A：将来電子マネーの信用力を、個々の発行体の状況にかかわらずに支えるような仕組みができれば、また、はなしは変わるかもしれません。けれども、現在見られる多くの場合のように、電子マネーの信用力が単独の発行体の資力だけで支えられている場合には、商店のほうも、破綻した発行体の電子マネーは受け取りたくないでしょうね。

Q：そうすると、私たち利用者は、すでに現金を発行体に払い込んで電子マネーを発行してもらっているのに、その電子マネーを使えない、ということになりかねませんか。

A：おっしゃるとおりです。

Q：だとすると、利用者としては、使えなくなった電子マネーに相当するだけの金額の現金を返してもらいたいですよね。

A：そうですね。今の法律では、銀行でない電子マネーの発行体が、電子マネー相当分の

現金をいつでも利用者に返す約束をするのは、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」(出資法)にふれるおそれがあるとも考えられています。それは、出資法第1条が、「何人も、不特定且つ多数の者に対し、後日出資の払いもどしとして出資金の全額若しくはこれをこえる金額に相当する金銭を支払うべき旨を明示し、又は暗黙のうちに示して、出資金の受入をしてはならない」と定めているからです。けれども、電子マネーの使いようが実質的になくなったときに、利用者が発行体に対して、電子マネー相当額の現金をよこせ、と求めるのは問題ないはずですよ。

Q：それはどうしてですか？

A：発行体は、利用者に対して、電子マネー利用規約のような契約によって、電子マネーがネット上の商店に対して利用できる状態を維持するサービスを提供することを約束しているはずですよ。電子マネーが使いものにならなくなったということは、発行体がこの契約に違反したものと考えられます。この契約違反を原因として、利用者には、使いものにならなくなった電子マネーの金額だけの損害が発生しています。ですから、利用者が発行体に対して、それだけの損害を賠償するように求めることはごく自然なことなのです。出資法は、このような損害賠償請求をおこなうことまでも規制しているとは考えられません。

発行体による資産運用は？

Q：なるほど。もっとも、いくら損害賠償請求ができるにしても、発行体がそれだけの財産を持っていなかったら、利用者は発行体に支払ったお金の一部しか取り返せませんよね？

A：おっしゃるとおりです。

Q：利用者が電子マネーの発行代金として支払ったお金を、なくならないように、しかも、発行体の破綻の影響を受けないように保管しておくべきではないのですか？

A：おっしゃるとおりです。当面のように、電子マネーが実証実験レベルで小規模に行われている間は、あまりに完璧を期することも、コ

ネットワーク知的所有権研究会

弁護士 寺本振透

Teramoto Shinto

<http://www.terra.gr.jp/>

ストがかかりすぎるから、発行体が資産を安全に運用する程度のことでは我慢せざるを得ません。ですが、電子マネーが実用レベルで広く使われる段階では、おっしゃるようになってだてが必要になります。

Q：そのための何か適切なたてではあるのでしょうか？

A：はい。それは、あとで説明する「信託」という制度を利用することによって処理することができますし、海外でもそのような仕組みがすでに使われています。ですが、先に日本人がすぐに思いつきそうな仕組みと、その問題点を検討しておくのもよいでしょう。

Q：日本人がすぐに思いつきそうな仕組みというと、「前払式証券の規制等に関する法律」（プリペイドカード法）にも出てくる、発行保証金の供託とかいうものですね？

A：そうです。将来電子マネー法のようなものができて供託金制度が採用される可能性もあるし、そうでないにしても、信頼できる第三者に発行済み電子マネーの残高相当額を預託しておいてはどうかといった議論は、しばしばなされているようです。簡単に図示すると、図2のような感じになるのでしょうかね。

Q：なんだか、しろうと目にも奇妙に感ずる面がいろいろとあります。私たちは、お金を受け取ったら、それが実際に必要になるまでは、銀行預金や、中国ファンドのような投資信託や、株式に投資して、わずかでも金額を大きくしようと運用しますよね？

A：ええ、そうです。電子マネーの発行体だって、利用者からお金を受け取ってから、それを商店に支払うまでの間、運用したいのではないのでしょうか？ 運用がうまくいけば、電子マネーサービスの手数料を安くしたり、利用者にはボーナスの電子マネーを発行したりして、より一層お客をひきつけようとするのではないのでしょうか？

Q：だとすると、供託や預託のように、それぞれの電子マネーの発行体のオ覚に応じた運用がしづらいような仕組みは、安全かも知れないですが、つまらないですね。

A：まったくです。ですが、預託の場合には、

図 1

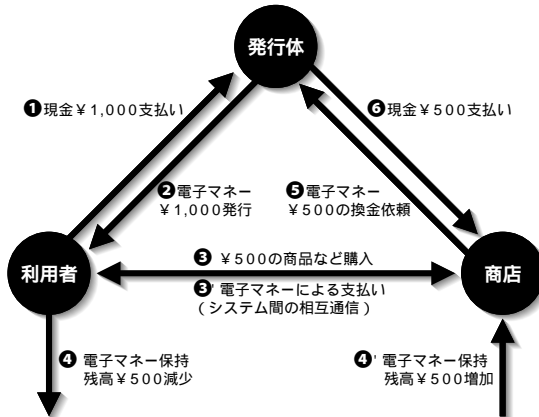
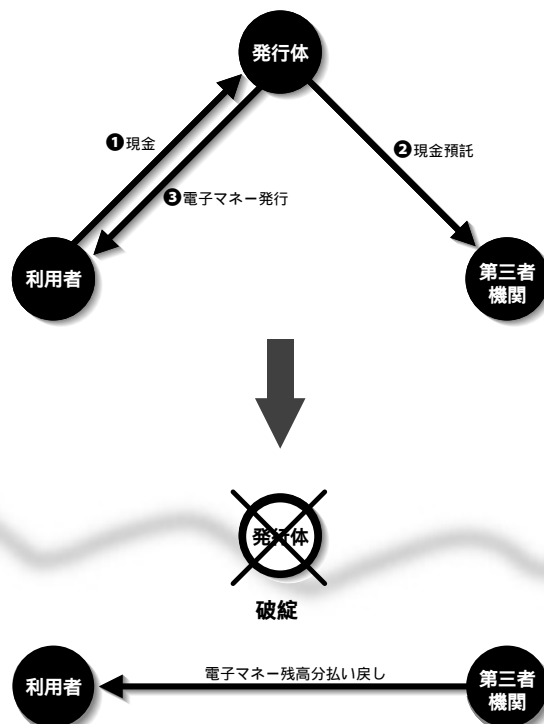


図 2



預託金を預かる機関が破綻しないという保証はないし、預託機関の破綻がそこで預かっている資産に影響しないような仕組み、つまり、預託機関の債権者がその預かり資産を差し押さえることができないような仕組みが準備されるという保証もないのです。

### 海外発行の電子マネーが 流入したら

Q：ところで、海外の発行体が発行した電子マネーも、当然、日本に流入してくるようになりますよね。

A：それはそうでしょう。ここでは、外為法の説明は面倒ですのでやめておきますが、いずれにしても、海外で発行された電子マネーを受け取って商品やサービスを販売するネット上の商店も出てくるでしょう。また、利用者が、海外の商店で買い物をするために、そこで扱えるような、海外で発行された電子マネーをまず入手しようとすることもあるでしょう。

Q：海外の発行体は、ほんとうに中立なのかどうかかわからない日本の私的な機関に資産を

預託したいとは思わないでしょうね。

A：そうですね。それに、彼らは、日本の金融機関ほどのんびりしているわけではありませんから、電子マネーの発行代金を、安全を損なわない範囲でなるべく有利に運用しようとするでしょうね。また、もし、彼らが彼ら自身でそれなりに合理性のある資産保全の仕組みを用意していたとしたら...実際、信託を利用してそうしているのですが...日本だけのために二重の負担となるような仕組みを採用したいとは思えないでしょう。

Q：もし、日本の法律が電子マネーについて、供託とか預託といった特殊な制度を強制するとすれば、海外の電子マネー発行体は、誰も日本の居住者には電子マネーを発行しなくなるでしょうし、私たちも、買い物の手段が狭められてしまい、結局、日本の消費者が困るということですね。

A：もう一つ、通貨の問題があります。電子マネーがすべて日本円建てだとはいりません。

Q：だとすると、例えば、米ドル建てで電子マネーを発行した場合には米ドル建てで資産を置いておかないと、為替変動のリスクがありますよね。

A：そうです。発行額に対応する日本円で供託なり預託なりしておいて、あとで円安になったのでは、目もあてられません。

Q：ひょっとすると、多通貨建ての電子マネーだって流通し得るわけですよね。

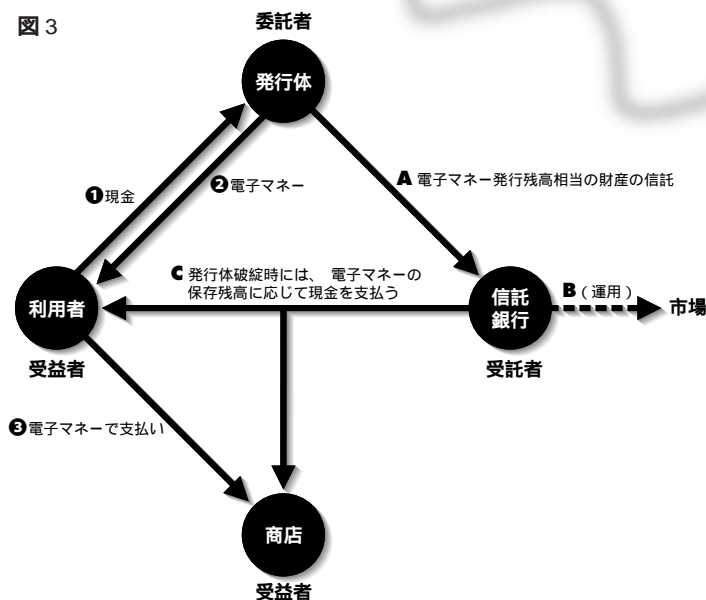
A：そうです。電子マネーのように国境を超える支払に使われる手段について、日本でしか通用しないような規制をあてはめようとするのは、まったく愚かなことです。

### 信託を用いた運用方法

Q：さて、「信託」を用いた安全策について教えて下さい。

A：わかりました。まず、「信託」について、基本的な知識を持っておくことにしましょう。「信託」において、登場する当事者は、「委託者」、「受託者」および「受益者」の三つです。「委託者」は、彼の財産を「受託者」に

図 3



移転して、「受益者」のためにその財産を運用などして用いるようお願いするわけです。ここで注目すべきことは、「受託者」に信託された財産（「信託財産」）は、原則として（例外の説明は、公示とか対抗とかいろいろ難しい問題があるので、ここでは省きます）「委託者」個人の財産からも「受託者」個人の財産からも独立していて、「委託者」が破綻しても「受託者」が破綻しても、その債権者が分捕りにいくわけにはいかないということです。

Q：ということは、電子マネーの発行体は、電子マネー発行代金を受け取ったら、これを信託銀行あたりに信託して、「万一発行体が破綻したときは、システム上、電子マネー残高を持っている人々に対して、残高に応じて分配してあげてください」とお願いすればよいわけですね。図3のような感じでしょうか。

A：そうですね。日本の信託銀行に、このための事務処理を行う能力があるかどうかには不安がありますが、米国資本の信託銀行などはまったく問題なく処理できるでしょう。ほかに、電子マネーの利用者ひとりひとりに信託の考え方を応用した口座（いわゆる「エスクロウ・アカウント」）を設定して、電子マネーの発行体が勝手に発行代金を流用できないようにする仕組みもありますが、複雑になるので今日は説明を省きます。

Q：この考え方は、電子マネーの発行体があつても、複数でも応用できますね。ところで、「信託宣言」の考え方を応用した電子マネーもあるそうですが、これは何ですか？

A：「信託宣言」とは、「委託者」が彼の財産を特定して、彼自身を「受託者」として信託するやり方です。つまり、「委託者」と「受託者」とが同一人物なのです。しかし、信託財産は、「委託者」の債権者も「受託者」の債権者も分捕ることができませんから、「受益者」は安心です。

Q：とすると、電子マネーの発行体が、自ら「委託者」兼「受託者」となり、電子マネーの残高を持っている人...正確にいうと彼が持っているICカードが電子マネー運営システムのサーバに残高ありと記帳されている人...が

「受益者」となるわけですね。

A：そうです。例えば、いくつもの金融機関が出資して電子マネーの発行体（「オリジネータ」）をつくったとします。オリジネータは、市場に流通させるべき電子マネーの総額が1億円だと考えると、オリジネータの資産1億円分だけ、「信託宣言」を行うことにより、電子マネーをつくりだします（オリジネート）。

Q：この時点では、電子マネーの残高は、オリジネータ自身がまだもっているわけですね。

A：そうです。そして、利用者は、オリジネータに現金を支払って、電子マネーという信託の受益権を買い取ります。あとは、電子マネーを持っている人がそれを現金に替えてもらいたいと要求したときに、それが支払われることになるのでしょう。だが、今の日本では、「信託宣言」が認められないのではないかという疑いも依然として残っていることは注意しておくべきでしょう。

#### 参考文献

米倉明

「信託宣言の解釈論的可能性」四宮古希335頁。

寺本

「知的財産（権×）宣言」第6-15回および第21-23回、日本版ワイアード1996年

11月号-1997年8月号および1998年2月号-4月号。

寺本他

「電子マネーの実用化に向けて」NBL No. 614, No. 636



e-mail  ip-law@impress.co.jp

皆様からの質問、ご意見は、こちらのメールアドレスで受け付けております。お待ちしております。



## [インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

**株式会社インプレスR&D**

All-in-One INTERNET magazine 編集部

[im-info@impress.co.jp](mailto:im-info@impress.co.jp)